

募集型企画旅行取引条件説明書面（共通事項）

この旅行は、株式会社 MIRAHOOP（以下「当社」といいます。）が企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に基づきお客様に交付する取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は同法第 12 条の 5 及び当社の旅行業約款募集型企画旅行契約の部第 9 条第 1 項の契約書面（以下「契約書面」といいます。）の一部として取り扱います。お客様が締結しようとする旅行契約の内容は、この書面の他、当社ウェブサイト（コネモビ）上の商品詳細ページ及び予約内容確認画面に記載したところによります。

1. お申込みと旅行契約の成立

- (1) 当社は、当社が無署名取扱特約を含む加盟店契約を締結したクレジットカード会社の会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けることを条件に、コネモビにおいてインターネットによる旅行契約（以下「通信契約」といいます。）の締結についてのお申し込みを受けております。
- (2) 当社は、インターネットによる旅行契約の予約を受付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。予約時点における旅行開始日までの日数に応じ、次の通り、旅行代金をお支払いください。旅行契約は、当社が旅行代金を受理した時に成立します。なお、お客様から当該期間内に旅行代金の支払いがなされないときは、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

予約日	支払期限
①旅行開始日の前日から起算して 5 日目に当たる日まで	①申込日当日から起算して 5 日目の 23:59
②旅行開始日の前日から起算して前日に当たる日まで 〔①を除く〕	②旅行開始日の前日の 23:59
③旅行開始日当日	③予約完了時から 15 分後

- (3) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は当社がお客様に払い戻す額を通知した日となります。
- (4) 提示されたカードが無効である場合はお申し込みをお断りいたします。
- (5) お申し込みの時点で未成年者の方は、お申し込み前に親権者（原則としてご両親）の同意をお取りください。
- (6) 健康を害している方、身体に障害のある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨及び旅行中に必要とされる措置の内容をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。当社は可能な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状態及び必要とされる措置の内容についてお客様にお伺いし、又は書面でそれらをお申し出いただくことがあります。なお、お客様からお申し出いただいた措置を講じることができないことが確実でない場合には旅行契約の申込をお断りし、又は契約を解除させていただくことがあります。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(7) 当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

- ①ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合。
- ②お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ③お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ④お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑤当社の業務上の都合があるとき。

2. 団体・グループでのお申込み

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様が定めた代表者としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。当社は、契約責任者が団体・グループを構成するお客様（以下「構成者」といいます。）によって定められたものであることを証するために、契約責任者の団体・グループ内での身分を証明する書類又は構成者の委任状を提出いただくことがあります。
- (2) 契約責任者は、当社から求めがあった場合には、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、申込後に申出いただいたクレジットカードにより、旅行契約成立日をカード利用日として決済させていただきます。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した次に掲げるものが含まれます。

- ① 運送機関の運賃・料金

5. 旅行代金に含まれないもの

前項の外は旅行代金の中に含まれていません。その一部を例示します。

- ① 送迎バス料金、観光バス料金
- ② ホテルの宿泊料金及び税・サービス料金
- ③ 食事の料金及び税・サービス料金
- ④ 観光に伴う入場料金及びガイド料金

- ⑤日本国内及び渡航先国・経由国の公的機関の定める空港税、空港施設の使用料、空港施設における保安サービスその他のサービスに係る料金等
- ⑥超過手荷物料金（規定の重量、容積、個数を超える分について）
- ⑦飲物代、クリーニング代、電報・電話料、ホテルのルームボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等の個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- ⑧傷害、疾病に関する治療費
- ⑨渡航手続諸費用（旅券印紙代、証紙代、査証料、予防接種料金及び渡航手続取扱料金）
- ⑩旅行日程に「お客様負担」と明示した宿泊の税・サービス料金
- ⑪傷害・疾病保険料
- ⑫特別な配慮に要した費用
- ⑬国際観光旅客税

6. 契約内容の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
- (2) 当社は、お客様の希望による出発日の変更はお受けしておりません。お客様が予定された出発日を変更する場合は、お申込の旅行を取消の上改めて変更後の出発日の旅行にお申込み頂きます。
- (3) 当社は、お客様の希望による旅行内容の変更はお受けしておりません。お客様の都合で運送機関の一部を利用されない場合は、運送機関の規則により、実際に利用した部分に適用される運賃と本旅行に適用される予定であった運賃との差額をご負担いただく場合があります（例えば、帰路の高速バスを利用されない場合は、往路に適用となる普通運賃と当旅行に利用予定だった特別運賃との差額を負担いただく場合があります。）。

7. 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減少することがあります。
- (2) 前（1）の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- (3) 前（1）の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 当社は、第6項（1）に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、

運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

- (5) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。

8. 旅行者の交替

この旅行では、旅行者の交替をお受けいたしません。

9. 旅行開始前のお客様による契約の解除

- (1) お客様は、お客様の購入された商品の種類に応じ、いつでも次に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。

①通常販売商品（当社があらかじめ路線の組み合わせをしたうえで、便又は区間を限定し、割安な金額設定をして当社が「お得な商品」と称して販売するもの（以下「お得な商品」といいます。）以外のものをいいます。）

旅行契約の解除日	取消料
① 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日以降 〔②～④を除く〕	旅行代金の10%
② 旅行開始日の前々日以降〔③～④を除く〕	旅行代金の20%
③ 当日のコネモビ上の予約取消期限後〔④を除く〕	旅行代金の50%
④旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

② お得な商品

旅行契約の解除日	取消料
①旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日以降 〔②～③を除く〕	旅行代金の20%
②当日のコネモビ上の予約取消期限後〔③を除く〕	旅行代金の50%
③旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

- (2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続き上の事由に基づきお取消しになる場合も、前(1)の取消料をお支払いいただきます。

- (3) お客様は、次に掲げる場合においては、前(1)の規定にかかわらず旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

- ①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第17項(3)の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- ②第7項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるお

それが極めて大きいとき。

④当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(4) 契約の解除の申出は、コネモビ上の解除期限までは、コネモビ上の解除手続に関するページ上で行ってください。コネモビ上の解除期限経過後の解除の申出は、コネモビコンタクトセンター（電話番号 0570-05-0279）へお電話いただくか、コネモビ上の問い合わせフォームよりご連絡ください。

10. 旅行開始前の当社による契約の解除

(1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

①お客様が当社がコネモビ上の商品詳細ページ又は予約内容確認画面に明示した必要な書類等の所持、性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑤お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。

⑥スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

⑧通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

⑨お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

⑩お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

⑪お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(2) お客様が第3項に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が募集型企画旅行契約を解除したものとします。

(3) 当社は、前(1)⑤に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前

に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

11. 旅行開始後のお客様による契約の解除

- (1) お客様は旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第9項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
- (2) 前(1)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (3) 複数の乗車券がセットになった乗継商品については、次の各号をすべて満たした場合、お客様は、後続するバスに関する取消料及び違約金を支払うことなく後続するバスに関する部分の契約を解除することができます。
 - ① 先行するバスが、お客様が降車を予定していたバス停到着時点で45分間（別途当社が書面又は電磁的方法により通知した場合はその時間。）以上遅延すること
 - ② お客様が後続するバスの出発時刻までにコネモビコンタクトセンターに当該バス利用の取消を申し出ること
 - ③ ②の申出を受けた当社が後続するバスの出発時刻までに後続するバスの運行会社に対し、当該バス利用の取消を申し出ること

12. 旅行開始後の当社による契約の解除

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。
 - ① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ④ お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ⑤ お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ⑥ お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (2) 当社が前(1)の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サ

ービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

- (3) 前 (2) の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、第 7 項 (3) から (5) までの規定により旅行代金が減額された場合又は第 9 項、第 10 項、第 11 項又は第 12 項の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) 当社は、お客様と通信契約を締結した場合であつて、第 7 項 (3) から (5) までの規定により旅行代金が減額された場合又は第 9 項、第 10 項、第 11 項又は第 12 項の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従つて、お客様に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

14. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従つた旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 前 (1) の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

15. 当社の責任

- (1) 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たつて、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前

- (1) の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた前(1)の損害については、前(1)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

16. 特別補償

- (1) 当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款別紙特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、補償金を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。補償金の支払の概要は次のとおりです。
- ・死亡補償金として1500万円
 - ・入院見舞金として入院日数により2万円～20万円
 - ・通院見舞金として通院日数により1万円～5万円
 - ・携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。
- (2) 当社が前記(1)の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金を支払いません。
- (4) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取扱います。

17. 旅程保証

- (1) 当社は、下記(3)の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の、次の①②に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了後の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。

①次に掲げる事由による変更

- イ. 天災地変
- ロ. 戦乱
- ハ. 暴動

ニ. 官公署の命令

ホ. 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止

へ. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供

ト. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

②第9項、第10項、第11項又は第12項の規定により募集型企画旅行契約が解除された部分にかかる変更

(2) 当社が一つの募集型企画旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、一つの募集型企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金は支払いません。

(3) 変更補償金の支払いが必要となる変更

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。）	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1) 上記の表において「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注2) ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

(注3) ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注4) ④又は⑥若しくは第⑦号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

(注5) ⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず⑧によります。

18. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

19. お買い物についてのご注意

- (1) お買い物については、お客様自身の責任で購入してください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いは致しかねますので、トラブルが生じないよう商品の確認及びレシートの受け取り等は必ず、お客様ご自身で行ってください。
- (2) 免税払戻しの手続は、その手続を土産物店でご確認の上、ご購入品を必ずお手元にご用意いただき、お客様自身で行ってください。

20. 事故等のお申し出について

旅行中に急な発病、事故等が生じた場合は、直ちにコネモビCONTACTセンターにご通知ください（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください）。

21. お客様の個人情報の利用目的及び個人データの第三者提供について

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、当社は、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等についてはコネモビ上の商品詳細ページ及び予約内容確認画面に記載されています。）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、旅行先の土産物店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産物店等に対し、お客様の氏名を、あらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。

このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社等の商品やキャンペーンのご案内のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。当社のプライバシーポリシーについては、当社ホームページ

[\(https://mirahoop.co.jp/privacy/\)](https://mirahoop.co.jp/privacy/) をご参照ください。

- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、フリガナ、生年月日、性別、居住地（都道府県。なお、市区町村・番地以降は任意。）、職業、電話番号、メールアドレス、乗車日時、乗車区間、予約情報、アンケート回答について、コネモビ加盟バス会社一覧記載のバス事業者との間で、共同して利用させていただきます。商品に関する案内・提案・キャンペーン情報の提供（電子メール配信を含む。）、運行管理、顧客対応、運行に関する案内、緊急時対応、サービス改善（アンケート・統計分析を含む）、顧客のコネモビの利用履歴・購買履歴等をもとに顧客ごとの嗜好や

利用傾向を分析し、当社が提供するコネモビ上での案内・提案・キャンペーン情報の最適化及びバス事業者が販売する商品の案内・提案・キャンペーン情報の最適化のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データを共同利用する企業の名称及び個人データの管理を行っている会社については、当社ホームページ (<https://cnmb.mirahoop.co.jp/bus-companies.html>) をご参照ください。

22. 旅行代金の基準日

この取引条件の基準日及び旅行代金の基準日については、お客様が予約内容確認画面に遷移した時点（予約内容を変更された場合は当該変更手続において、予約内容確認画面に遷移した時点）となります。

23. この取引条件説明書面に定めのない事項

この「取引条件説明書面（共通事項）」、コネモビ上の商品詳細ページ又は予約内容確認画面に定めのない事項は当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社の旅行業約款とこの条件書との間で齟齬が生じた場合は、旅行業約款の規定を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページ (<https://mirahoop.co.jp/sign/>) からもご覧になれます。また、運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該旅行サービス提供機関の約款が適用になります。

旅行企画・実施：	東京都知事登録旅行業第 2-8969 号 株式会社 MIRAHOOP 東京都港区芝五丁目 29 番 11 号 G-BASE 田町 7 階 (一社) 日本旅行業協会正会員
取扱営業所：	株式会社 MIRAHOOP 本店 東京都港区芝五丁目 29 番 11 号 G-BASE 田町 7 階 電話：0570-05-0279
営業日・営業時間：	全日・10:00～18:00 総合旅行業務取扱管理者：三垣 順平 ※ 旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。